

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業費補助金交付要綱	高知県造林事業費補助金交付要綱
第1条 〔省略〕 （補助目的及び補助対象事業） 第2条 県は、森林の有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能について、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要があることから、森林施業の集約化及び路網整備による施業の低コスト化を推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により定められた市町村森林整備計画の達成に必要なものとして、県が定める森林環境保全整備事業計画及び森林基盤整備事業計画並びに市町村長が定める市町村森林整備事業計画並びに<u>国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）で定める分収造林契約</u>に基づき、この要綱に定める造林事業を行う者に対し、必要な経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。 第3条～第6条 〔省略〕 （補助金の交付を受けた者の義務） 第7条 森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金（共生環境整備事業又は機能回復整備事業によるものに限る。以下同じ。）の補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）〔省略〕 （2）〔省略〕 （3） 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（<u>特定機能回復事業</u>の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策（特定スギ人工林））にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により知事にその旨を届け	第1条 〔省略〕 （補助目的及び補助対象事業） 第2条 県は、森林の有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能について、それぞれの機能の調整を行いつつ、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要があることから、森林施業の集約化及び路網整備による施業の低コスト化を推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、もって森林環境の保全に資するため、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定により定められた市町村森林整備計画の達成に必要なものとして、県が定める森林環境保全整備事業計画及び森林基盤整備事業計画並びに市町村長が定める市町村森林整備事業計画に基づき、この要綱に定める造林事業を行う者に対し、必要な経費について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。 第3条～第6条 〔省略〕 （補助金の交付を受けた者の義務） 第7条 森林環境保全整備事業又は農山漁村地域整備交付金（共生環境整備事業又は機能回復整備事業によるものに限る。以下同じ。）の補助金の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）〔省略〕 （2）〔省略〕 （3） 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（<u>特定森林再生事業</u>の森林緊急造成、被害森林整備及び重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等の設定をした後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）をする行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）並びに補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式により知事にその旨を届け出なければならないこと。

出なければならないこと。

- (4) [省略]
- (5) [省略]
- (6) [省略]

(補助金の返還等)

第8条 森林環境保全整備事業若しくは農山漁村地域整備交付金の補助金の交付決定を受けた者又は当該補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) [省略]
- (2) [省略]
- (3) [省略]

(4) 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したとき。

(5) [省略]

(6) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画(属人計画はあるが、これと合わせて属地計画が作成できない場合を除く。)に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。

また、特定間伐等促進計画の実施計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画(以下「林班計画」という。)が作成することができない場合を除く。)、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。

(7) [省略]

(8) [省略]

[削除]

(9) [省略]

- (4) [省略]
- (5) [省略]
- (6) [省略]

(補助金の返還等)

第8条 森林環境保全整備事業、環境林整備事業若しくは農山漁村地域整備交付金の補助金の交付決定を受けた者又は当該補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) [省略]
- (2) [省略]
- (3) [省略]

[新設]

(4) [省略]

(5) 森林経営計画の対象森林を含む林班内で森林経営計画(属人計画はあるが、これと合わせて属地計画が作成できない場合を除く。)に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならないとき。

また、特定間伐等促進計画の実施計画又は経営管理実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地であって、当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画(森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画(以下「林班計画」という。)が作成することができない場合を除く。)、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合についても、同様の扱いとする。

(6) [省略]

(7) [省略]

(8) 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したとき。

(9) [省略]

(10) 〔省略〕 (11) 〔省略〕 (12) 〔省略〕 2 〔省略〕 第9条～第11条 〔省略〕 （書類の提出） 第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2通を当該造林地を管轄する林業事務所（当該造林地が長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村に所在する場合にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）の長を経由して提出しなければならない。<u>ただし、電子申請を利用する場合は、この限りでない。</u> 第13条 〔省略〕 附 則 〔省略〕 <u>附 則</u> この要綱は、令和6年6月13日から施行する。ただし、国の令和5年度事業については、従前の例によるものとする。	(10) 〔省略〕 (11) 〔省略〕 (12) 〔省略〕 2 〔省略〕 第9条～第11条 〔省略〕 （書類の提出） 第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正副2通を当該造林地を管轄する林業事務所（当該造林地が長岡郡本山町若しくは大豊町又は土佐郡土佐町若しくは大川村に所在する場合にあっては、中央東林業事務所嶺北林業振興事務所）の長を経由して提出しなければならない。 第13条 〔省略〕 附 則 〔省略〕 <u>「新設」</u>
---	---

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後						現 行					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
事業名	事業区分		事業の種類	造林区分		事業名	事業区分		事業の種類	造林区分	
	大区分	小区分		大区分	小区分		大区分	小区分		大区分	小区分
森林環境 保全整備 事業	森林環境 保全整備 事業			人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 刈 り し 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 〔 削 除 〕 除 伐 保 育 間 伐 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	〔省略〕	森林環境 保全整備 事業	森林環境 保全整備 事業			人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 刈 り し 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 枝 打 ち 除 伐 保 育 間 伐 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道	〔省略〕
	特定機能 回復事業	森林緊急 造成		〔省略〕	〔省略〕		特定森林 再生事業	森林緊急 造成		〔省略〕	〔省略〕
		被害森林 整備		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 刈 り し 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 〔 削 除 〕 除 伐 保 育 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道 森林保全再生整備	〔省略〕			被害森林 整備		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 刈 り し 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 枝 打 ち 除 伐 保 育 間 伐 更 新 伐 付 帯 施 設 等 整 備 森 林 作 業 道 森林保全再生整備	〔省略〕
		重要イン フラ施設 周辺森林 整備		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 刈 り し 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 〔 削 除 〕 除 伐 保 育 間 伐 更 新 伐	〔省略〕			重要イン フラ施設 周辺森林 整備		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 刈 り し 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し 枝 打 ち 除 伐 保 育 間 伐 更 新 伐	〔省略〕

				付帯施設等整備 森林作業道					付帯施設等整備 森 林 作 業 道	
		<u>林層転換 特別対策 (特定ス ギ人工 林)</u>		<u>一 貫 作 業 下 刈 り 付帯施設等整備 森 林 作 業 道</u>	<u>鳥獣害防止施設等整備、林 内作業場及び林内かん水施 設整備、林床保全整備</u>			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
		保全松林 緊急保護 整備		[省略]	[省略]			保全松林 緊急保護 整備	[省略]	[省略]
農山漁村 地域整備 交付金（ 森林整備 事業）	共生環境 整備事業	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]			[省略]	[省略]	[省略]
	機能回復 整備事業 （特定森 林造成事 業）	特定林地 改良	[省略]	[省略]	[省略]			特定林地 改良	[省略]	[省略]
		耕作放棄 地等森林 造成		人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し <u>[削 除]</u> 除 伐 保 育 間 伐 間 伐 更 新 伐 付帯施設等整備 森 林 作 業 道	[省略]			耕作放棄 地等森林 造成	人 工 造 林 樹 下 植 栽 等 雪 起 こ し 倒 木 起 こ し <u>枝 打 ち</u> 除 伐 保 育 間 伐 間 伐 更 新 伐 付帯施設等整備 森 林 作 業 道	[省略]
		花粉発生 源対策促 進事業		[省略]	[省略]			花粉発生 源対策促 進事業	[省略]	[省略]

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後					現 行				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率	事業名	事業区分	事業内容及び補助対象経費	事業主体	補助率
森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業		[省略]	[省略]	森林環境保全整備事業	1 森林環境保全直接支援事業		[省略]	[省略]
	ア [省略]	[省略]				ア [省略]	[省略]		
	イ 樹下植栽等	(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（<u>「面的複層林施業通知」に定める面的複層林施業の対象森林にあつては、上層木が10齢級以上の人工林</u>）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。				イ 樹下植栽等	(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。 (ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（<u>「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林</u>）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、<u>施肥</u>、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。		
	ウ～オ [省略]	(イ) [省略] [省略]				ウ～オ [省略]	[省略]		
	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>				<u>カ 枝打ち</u>	<u>(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものとする。</u> <u>(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去とし、補助対象は、これ</u>		

	<u>コ</u> 付帯施設等整備 <u>サ</u> 森林作業道整備	アから<u>ケ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) [省略] (イ) [省略] (ウ) [省略] (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。ただし、アから<u>ケ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限るものとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備事業の事業量がアから<u>ケ</u>までの施業に係る事業量を超えないものとする。 [省略] (ア) アから<u>ケ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) [省略] (ウ) [省略]				<u>サ</u> 付帯施設等整備 <u>シ</u> 森林作業道整備	アから<u>コ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) [省略] (イ) [省略] (ウ) [省略] (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とし、補助対象は、これらに要する経費及び間接費とする。ただし、アから<u>コ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限るものとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備事業の事業量がアから<u>コ</u>までの施業に係る事業量を超えないものとする。 [省略] (ア) アから<u>コ</u>までのいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 (イ) [省略] (ウ) [省略]			
	2 <u>特定機能回復事業</u> (1) 森林緊急造成 ア～オ [省略] カ 除伐	[省略] [省略] [省略] 1の<u>カ</u>に準ずる。	[省略] [省略]	[省略]		2 <u>特定森林再生事業</u> (1) 森林緊急造成 ア～オ [省略] カ 除伐	[省略] [省略] [省略] 1の<u>キ</u>に準ずる。	[省略] [省略]	[省略]	

	キ 付帯施設等整備	アからカまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の <u>コ</u> の(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の <u>コ</u> の(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1の <u>コ</u> の(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1の <u>コ</u> の(エ)に準ずる。 (ただし、1の <u>コ</u> の(エ)において「アから <u>ク</u> まで」とあるのは「アからカまで」と読み替える。)					キ 付帯施設等整備	アからカまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の <u>サ</u> の(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の <u>サ</u> の(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1の <u>サ</u> の(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1の <u>サ</u> の(エ)に準ずる。 (ただし、1の <u>サ</u> の(エ)において「アから <u>コ</u> まで」とあるのは「アからカまで」と読み替える。)			
	ク 森林作業道整備	1の <u>サ</u> に準ずる。(ただし、1の <u>サ</u> において「アから <u>ク</u> まで」とあるのは、「アからカまで」と読み替える。)					ク 森林作業道整備	1の <u>シ</u> に準ずる。(ただし、1の <u>シ</u> において「アから <u>コ</u> まで」とあるのは、「アからカまで」と読み替える。)			
	(2) 被害森林整備		[省略]				(2) 被害森林整備		[省略]		
	ア～オ [省略]	[省略]					ア～オ [省略]	[省略]			
	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>					<u>カ</u> 枝打ち	<u>1のカの(ウ)に準ずる。</u>			
	<u>カ</u> 除伐	1の <u>カ</u> に準ずる。					<u>キ</u> 除伐	1の <u>キ</u> に準ずる。			
	<u>キ</u> 保育間伐	[省略]					<u>ク</u> 保育間伐	[省略]			
	<u>ク</u> 更新伐	<u>1のケに準ずる。</u>					<u>ケ</u> 更新伐	<u>育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分（長期育成循環林</u>			

	ア～オ [省略]	[省略]				ア～オ [省略]	[省略]			
	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>				<u>カ 枝打ち</u>	<u>1のカの(ウ)に準ずる。</u>			
	<u>カ</u> 除伐	1の <u>カ</u> に準ずる。				<u>キ</u> 除伐	1の <u>キ</u> に準ずる。			
	<u>ク</u> 保育間伐	(2)の <u>キ</u> に準ずる。				<u>ク</u> 保育間伐	(2)の <u>ク</u> に準ずる。			
	<u>ケ</u> 更新伐	<u>1のケ</u> に準ずる。				<u>ケ</u> 更新伐	<u>(2)のケ</u> に準ずる。			
	<u>コ</u> 付帯施設等整備	アから <u>ク</u> までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の <u>コ</u> の(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の <u>コ</u> の(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1の <u>コ</u> の(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1の <u>コ</u> の(エ)に準ずる。 (ただし、1の <u>コ</u> の(エ)において「アから <u>ケ</u> まで」とあるのは、「アから <u>ク</u> まで」と読み替える。)				<u>コ</u> 付帯施設等整備	アから <u>ケ</u> までのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の <u>サ</u> の(ア)に準ずる。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 1の <u>サ</u> の(イ)に準ずる。 (ウ) 林床保全整備 1の <u>サ</u> の(ウ)に準ずる。 (エ) 荒廃竹林整備 1の <u>サ</u> の(エ)に準ずる。 (ただし、1の <u>サ</u> の(エ)において「アから <u>コ</u> まで」とあるのは、「アから <u>ケ</u> まで」と読み替える。)			
	<u>コ</u> 森林作業道整備	<u>1のサ</u> に準ずる。(ただし、 <u>1のサ</u> において「アから <u>ケ</u> まで」とあるのは「アから <u>ク</u> まで」と読み替える。)				<u>サ</u> 森林作業道整備	<u>(1)のク</u> に準ずる。(ただし、 <u>(1)のク</u> において「アから <u>カ</u> まで」とあるのは「アから <u>ケ</u> まで」と読み替える。)			
	<u>(4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林)</u>		<u>(4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林)</u>			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		
	<u>ア 一貫作業</u>	<u>標準伐期齢以上の林分で林相転換を目的として行う</u>	<u>ア 市町村(自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理</u>							

	ケ 更新伐	<u>1のケ</u> に準ずる。				ケ 更新伐	(2)の <u>ケ</u> に準ずる。		
	コ 付帯施設等整備	アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の <u>コ</u> の(ア)に準ずる。 (イ) 荒廃竹林整備 1の <u>コ</u> の(エ)に準ずる。				コ 付帯施設等整備	アからケまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 1の <u>サ</u> の(ア)に準ずる。 (イ) 荒廃竹林整備 1の <u>サ</u> の(エ)に準ずる。		
	サ 森林作業道整備	<u>1のサ</u> に準ずる。				サ 森林作業道整備	<u>(1)のク</u> に準ずる。 <u>(ただし、(1)のクにおいて「アからカまで」とあるのは「アからケまで」と読み替える。)</u>		
農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	3 共生環境整備事業（森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業）	[省略]	[省略]	[省略]	農山漁村地域整備交付金（森林整備事業）	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]
	4 機能回復整備事業（特定森林造成事業）		[省略]	[省略]		4 機能回復整備事業（特定森林造成事業）		[省略]	[省略]
	ア 人工造林	[省略]				ア 人工造林	[省略]		
	イ 樹下植栽等	[省略]				イ 樹下植栽等	[省略]		
	ウ 下刈り	[省略]				ウ 下刈り	[省略]		
	エ 雪起こし	[省略]				エ 雪起こし	[省略]		
	オ 倒木起こし	[省略]				オ 倒木起こし	[省略]		
	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>				<u>カ 枝打ち</u>	<u>1のカに準ずる。</u>		

	<u>カ</u> 除伐	1の <u>カ</u> に準ずる。				<u>キ</u> 除伐	1の <u>キ</u> に準ずる。			
	<u>キ</u> 保育間伐	1の <u>キ</u> に準ずる。				<u>ク</u> 保育間伐	1の <u>ク</u> に準ずる。			
	<u>ク</u> 間伐	<u>1のク</u> に準ずる。				<u>ケ</u> 間伐	<u>2の(1)のケ</u> に準ずる。			
	<u>ケ</u> 更新伐	<u>1のケ</u> に準ずる。				<u>コ</u> 更新伐	<u>2の(1)のコ</u> に準ずる。			
	<u>コ</u> 花粉発生源 植替え	[省略]				<u>サ</u> 花粉発生源 植替え	[省略]			
	<u>サ</u> 特定林地改 良	[省略]				<u>シ</u> 特定林地改 良	[省略]			
	<u>シ</u> 付帯施設等 整備	(ア) [省略] (イ) 林内作業場及び林内 かん水施設整備 1の <u>コ</u> の(イ)に準ずる。 (ウ) [省略] (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつ ある荒廃竹林の整備とし、 補助対象は、これらに要す る経費及び間接費とする。 ただし、アから <u>サ</u> までのい ずれかの施業の周辺森林に おいて当該施業と一体的に 実施するものに限ることと し、全体事業量の中で荒廃 竹林整備の事業量がアから <u>サ</u> までの施業に係る事業量 を超えないものとする。				<u>ス</u> 付帯施設等 整備	(ア) [省略] (イ) 林内作業場及び林内 かん水施設整備 1の <u>サ</u> の(イ)に準ずる。 (ウ) [省略] (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつ ある荒廃竹林の整備とし、 補助対象は、これらに要す る経費及び間接費とする。 ただし、アから <u>シ</u> までのい ずれかの施業の周辺森林に おいて当該施業と一体的に 実施するものに限ることと し、全体事業量の中で荒廃 竹林整備の事業量がアから <u>シ</u> までの施業に係る事業量 を超えないものとする。			
	<u>ス</u> 森林作業道	森林作業道の開設及び改良 であって、アから <u>サ</u> までの いずれかの施業と一体的に 実施されるものとし、補助 対象は、これらに要する経 費及び間接費とする。				<u>セ</u> 森林作業道	森林作業道の開設及び改良 であって、アから <u>シ</u> までの いずれかの施業と一体的に 実施されるものとし、補助 対象は、これらに要する経 費及び間接費とする。			

備考 1～5 [省略] 6 2の(2)の<u>サ</u>の(ア)に定める鳥獣害防止施設等整備については、パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。 7 2の(2)の<u>サ</u>の(イ)に定める鳥獣の誘引捕獲については、給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。 8 2の(2)の<u>サ</u>の事業体は、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について協議会との連絡調整を図るものとする。 <u>9 2の(4)の<u>ア</u>に定める一貫作業については、1ha当たり2,000本以下の植栽本数を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。</u> 10 4の<u>コ</u>の事業の範囲は、次によるものとする。 (1) [省略] (2) [省略] (3) 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、4の<u>シ</u>の(ア)により、造林木の保護に努めるものとする。 (4) 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」<u>の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか</u>知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。	備考 1～5 [省略] 6 2の(2)の<u>シ</u>の(ア)に定める鳥獣害防止施設等整備については、パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。 7 2の(2)の<u>シ</u>の(イ)に定める鳥獣の誘引捕獲については、給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。 8 2の(2)の<u>シ</u>の事業体は、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間、鳥獣被害防止特措法第4条の2に基づく被害防止計画との関係について協議会との連絡調整を図るものとする。 <u>[新設]</u> <u>9 4の<u>サ</u>の事業の範囲は、次によるものとする。</u> (1) [省略] (2) [省略] (3) 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、4の<u>ス</u>の(ア)により、造林木の保護に努めるものとする。 (4) 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」<u>（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙2の2の花粉症対策苗木及び</u>知事が花粉症発生源対策に資すると認める苗木とする。
---	--

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(付表) 対象事業の範囲 別表第2について、次のとおり対象事業の範囲を補足する。 1 森林環境保全直接支援事業の対象とする事業内容は、別表第2の事業区分1の全てとする。 2 <u>特定機能回復事業</u>の対象とする事業内容は、次のとおりとする。 (1)森林緊急造成 [省略] (2)被害森林整備 [省略] (3)重要インフラ施設周辺森林整備 [省略] <u>(4)林相転換特別対策（特定スギ人工林）</u> <u>林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であって、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する一貫作業等とする。</u> <u>(5)保全松林緊急保護整備</u> [省略] 3 [省略] 4 機能回復整備事業の対象とする事業内容は、次の表のとおりとする。 なお、事業内容は次のとおりとする。 ア 特定森林造成事業 (1)[省略] (2)[省略] (3)[省略]	(付表) 対象事業の範囲 別表第2について、次のとおり対象事業の範囲を補足する。 1 森林環境保全直接支援事業の対象とする事業内容は、別表第2の事業区分1の全てとする。 2 <u>特定森林再生事業</u>の対象とする事業内容は、次のとおりとする。 (1)森林緊急造成 [省略] (2)被害森林整備 [省略] (3)重要インフラ施設周辺森林整備 [省略] <u>[新設]</u> <u>(4)保全松林緊急保護整備</u> [省略] 3 [省略] 4 機能回復整備事業の対象とする事業内容は、次の表のとおりとする。 なお、事業内容は次のとおりとする。 ア 特定森林造成事業 (1)[省略] (2)[省略] (3)[省略]

区 分		特定森林造成事業		
		特定林地改良	耕作放棄地等 森林造成	花粉発生源 対策事業
人工造林			○	
樹下植栽等			○	
下刈り			○	
雪起こし			○	
倒木起こし			○	
<u>〔削除〕</u>			<u>〔削除〕</u>	
除伐			○	
保育間伐			○	
間伐			○	
花粉発生源植替え				○
更新伐			○	
特定林地改良		○		
付帯 施設 等整 備	林木被害防止施設等整備	○	○	○
	林内作業場及び林内かん水 施設整備		○	○
	生育環境補完整備		○	
	荒廃竹林整備	○	○	○
森林作業道		○	○	○

区 分		特定森林造成事業		
		特定林地改良	耕作放棄地等 森林造成	花粉発生源 対策事業
人工造林			○	
樹下植栽等			○	
下刈り			○	
雪起こし			○	
倒木起こし			○	
<u>枝打ち</u>			<u>○</u>	
除伐			○	
保育間伐			○	
間伐			○	
花粉発生源植替え				○
更新伐			○	
特定林地改良		○		
付帯 施設 等整 備	林木被害防止施設等整備	○	○	○
	林内作業場及び林内かん水 施設整備		○	○
	生育環境補完整備		○	
	荒廃竹林整備	○	○	○
森林作業道		○	○	○

高知県造林事業費補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後			現 行		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
事業名	事業区分	事業規模等	事業名	事業区分	事業規模等
森林環境 保全整備 事業	1 森林環境保 全直接支援事業	[省略]	森林環境 保全整備 事業	1 森林環境保 全直接支援事業	[省略]
	2 <u>特定機能回復事業</u> (1) 森林緊急 造成 (2) 被害森林 整備 (3) 重要イン フラ施設周辺森 林整備 <u>(4) 林相転換 特別対策（特定 スギ人工林）</u> <u>(5) 保全松林 緊急保護整備</u>	[省略] [省略] [省略] <u>一貫作業及び下刈りについては、1 施行地の面積が0.1ha以上、1 伐 区当たりの面積の上限はおおむね2.5haの森林で行うものとし、伐区 については連たんしないものとする。</u> <u>これに加えて、次に掲げる全ての要件に該当すること。</u> <u>ア 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するス ギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。</u> <u>イ 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。</u> <u>ウ 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所では ないこと。</u> [省略]		2 <u>特定森林再 生事業</u> (1) 森林緊急 造成 (2) 被害森林 整備 (3) 重要イン フラ施設周辺 森林整備 <u>[新設]</u> <u>(4) 保全松林 緊急保護整備</u>	[省略] [省略] [省略] <u>[新設]</u> [省略]
農山漁村 地域整備 交付金 （森林整 備事業）	[省略]	[省略]	農山漁村 地域整備 交付金 （森林整 備事業）	[省略]	[省略]

別表第4（第5条－第7条関係） [省略] 別記 第1号様式～第5号様式 [省略]	別表第4（第5条－第7条関係） [省略] 別記 第1号様式～第5号様式 [省略]
--	--